

○大分市生活安全条例

平成 11 年 3 月 24 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者をいい、市内に所在する会社、事業所、商店その他の団体並びに土地、建物等の所有者及び管理者を含むものとする。
- (2) 生活安全 犯罪、事故、災害等がない安心して生活できる環境を確保することをいう。
- (3) 安全活動 生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害等による被害を未然に防止する活動をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活に係る安全意識の高揚を図るための啓発活動
 - (2) 市民の自主的な安全活動の推進
 - (3) その他安全に関する必要な施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関、関係団体等と連絡調整を行い、連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、地域の安全活動の推進に努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(生活安全推進協議会)

第 5 条 市民の生活安全に関する施策について協議を行うため、大分市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、委員 25 人以内で組織する。
- 3 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
 - (2) 地域の生活安全に関して専門知識を有する学識経験者
 - (3) 市民の生活安全に係る行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。